～　飼い主のいないネコの不妊去勢手術費助成事業について　～

北区では、飼い主のいないネコの繁殖を抑制し、人とネコの調和のとれたまちづくりを目指すことを目的に、飼い主のいないネコの不妊去勢手術費用の一部を助成しております。

１．助成制度と対象者

東京都北区内に住民登録のある方が、東京都北区内に生息する飼い主のいないネコの不妊去勢手術を北区内の動物病院で行い、手術後は捕獲したところにネコを戻すことを条件に助成する制度です。

２．手術の実施

北区内の動物病院で手術をしてください。

ただし、ネコの状態や病院の都合で手術ができないことがありますので、必ず事前に次のことを動物病院に伝え、ご相談ください。

（1）北区の飼い主のいないネコの不妊去勢手術費助成制度を利用する旨
（2）手術予定のネコの頭数（メス・オスがわかる場合はそれぞれの頭数）
（3）手術希望日時
（4）ネコの搬入方法

３．助成額

以下の金額を上限に助成します。手術費用が助成額の上限を下回る場合は、支払った額を助成します。

・不妊手術（メスネコ）：20,000 円
・去勢手術（オスネコ）：10,000 円

※動物病院によって手術費用が異なる場合があります。また、手術費用以外に追加料金が発生する可能性もありますので、事前に動物病院と相談してください。

４．申請方法

助成金を申請する場合は、２つの方法から選択してください。

（1）窓口での申請

手術終了後、以下の４点を北区保健所にご持参ください。申請窓口で、申請書、請求書、口座振替依頼書をご記入いただきます。

- 本人確認書類（顔写真付きでないものの場合は２点）
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 領収書（区の様式、動物病院で記入・押印済みのもの）
- 助成金振込先の金融機関口座情報（金融機関名、支店名、預金種目（普通、当座等）、口座番号）のわかる通帳等

(2)Logo フォームからの申請（4月1日から翌1月31日まで）

手術終了後、以下の QR コードから『Logo フォームからの申請』をご確認いただき、申請を行ってください。なお、申請時には、**マイナンバーカードによる認証が必要で**す。申請が完了後、翌月中に書類が郵送されます。同封された案内に従い、必要事項を記入・押印のうえ、期限内に北区保健所へ郵送または持込してください。郵送に掛かる費用は申請者の負担となります。

5．助成金の支払い及び助成決定の通知

助成金は、原則として、窓口での申請は申請月の翌月下旬頃に、Logo フォームからの申請は北区保健所へ郵送または持参された日から30日以内に、指定された口座へ振り込みを行います。

※なお、助成決定通知は送付しますが、振込通知は送付しません。振込予定日以降に、指定された金融機関の口座をご確認ください。

6．注意点

(1)申請者は、領収書に記載された氏名の方に限られます。窓口での申請で、第三者に申請を委任する場合は、委任状を提出してください。

(2)**手術費用をお支払いした年度内（4月1日から翌3月31日まで）に申請**してください。年度を越えての申請はできません。

(3)予算の範囲内で先着順に助成します。予算額に達したときは、受付を終了します。受付終了後は、手術をしていても助成金の支払いができなくなりますので、手術後は、速やかに申請をしてください。

(4)申請には区の様式の領収書が必要となります。領収書は保健所で配布しているほか、北区ホームページからダウンロード可能です。区の様式の領収書に動物病院で、氏名を含め記入・押印してもらってください。

7．参考

(1)マイナンバーカードに関するコールセンター

電話番号	時間（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
0120-95-0178（フリーダイヤル）	平日　9:30～20:00 土日祝日　9:30～17:30
0570-783-578（全国共通ナビダイヤル）	全日　8:30～20:00
050-3818-1250（通常通話料金）	

(2)区 web：飼い主のいないネコ不妊去勢手術費助成事業

〇問い合わせ先
北区保健所　生活衛生課　生活衛生係
電話　０３－３９１９－０４３１